

コーポレートガバナンス

内部統制

JICAは、「独立行政法人国際協力機構法」に定められた目的を達成するため、業務の有効性・効率性の向上と、法令や内部規程の遵守、内部統制の徹底を含めたコーポレートガバナンス体制を整備し、事業に取り組んでいます。

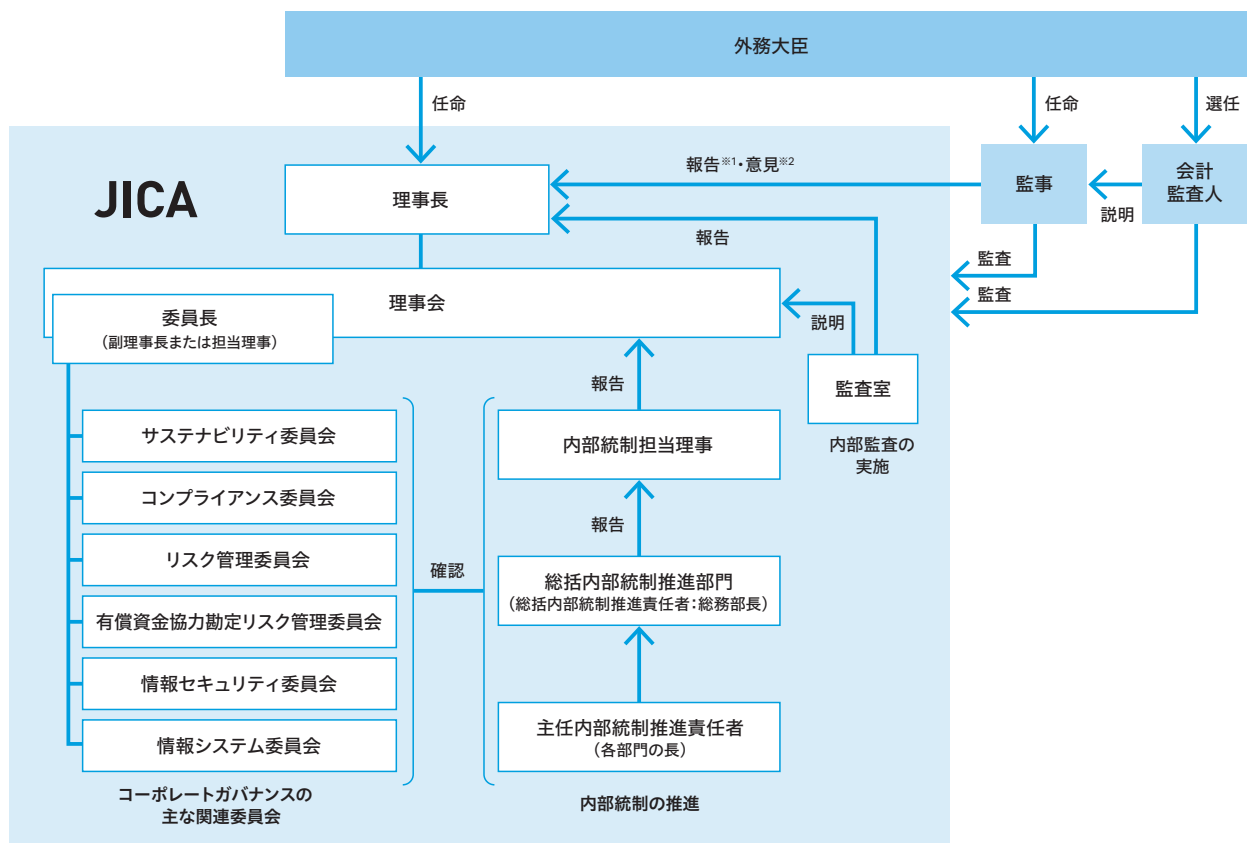
具体的には、「独立行政法人通則法」に定める内部統制を遵守すべく、JICAを代表しその業務を総理する理事長の下、総務部担当理事を内部統制担当理事とし、総務部長を総括内部統制推進責任者とした内部統制推進体制を構築しています。この体制の下、内部統制に関する規程の整備、内部統制推進状況のモニタリング、内部統制上の重要事項の取りまとめと

理事会報告などを行っています。内部統制に関連する主要事項については、個別に委員会を設置し、より詳細な審議などを行っています。

また、理事長が直轄する形で監査室を設置し、業務が適正かつ効率的に遂行されるよう内部監査を実施しています。さらに、独立の立場にある監事監査や会計監査人監査を受け、その結果を踏まえて必要な業務改善を行うことで、ガバナンスの質を検証しています。

このほか、内部統制の取り組み方針を「JICAにおける内部統制」として取りまとめて公開し、組織内では毎年研修などを通じて意識の向上と取り組みの強化に努めています。

JICAのコーポレートガバナンス



コンプライアンス

JICAは、日本政府のODAの実施機関として法令やルールの遵守はもちろん、社会的規範に則して、国民や国際社会の期待に応えるため「JICAの行動理念（コンプライアンス・ポリシー）」を定めています。

コンプライアンス体制の適切な確保のために、役員やODA事業の関係者を対象とする規程やガイドラインを設けています。なかでも、「独立行政法人国際協力機構コンプライアンスに関する規程」および「独立行政法人国際協力機構内部通報規程」では、役職員のコンプライアンス意識の醸成、業務運営の公正性の確保を目的として、事故報告、内部通報、外部通報などの各種制度やコンプライアンス委員会の設置を定めています。また、JICAの関連事業で贈収賄などの不正行為が行われないよう、不正腐敗情報

相談窓口を設置し、不正や腐敗の防止に取り組んでいます。

JICA職員がフィリピン向け円借款「首都圏鉄道3号線改修事業」の調達手続に関する秘密情報を漏えいした事案については、2024年11月に設置した検証委員会による報告書が2025年6月に公表されました。同報告書の指摘を踏まえて、2025年8月に法務・コンプライアンス部を新設し、組織横断的な法務・コンプライアンス機能の強化に取り組んでいます。検証委員会のモニタリングの下、アンケート調査や情報提供ホットライン設置など、類似事案の把握のための総点検を実施しました。JICAは、コンプライアンス・調達制度に関する執務要領の整備、研修の拡充などを含む徹底した再発防止策を実施しています。

関連情報

JICAウェブサイト >>>> 内部統制・コンプライアンス

リスク管理

JICAは、中期計画などの組織目標や計画を効果的・効率的に達成するにあたり、業務実施の障害となる要因をリスクと定義し、リスクの特定・評価と対応を行っています。

各部署では、毎年度自らの部署の業務に関わるリ

スクを特定し、組織や業務への影響を評価の上、当該リスクの低減に取り組んでいます。内部統制担当理事を委員長として開催する「リスク管理委員会」で、リスクの評価とリスクへの対応に必要な事項を確認・検討することによって、組織的な対応を強化しています。

金融リスク管理

金融リスク管理の概要

有償資金協力業務の実施に伴う信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなどのリスクに対して適切な管理を実施しています。

有償資金協力業務の金融リスク管理を、組織的に対応すべき経営課題と位置付け「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定

しました。有償資金協力勘定におけるさまざまなリスクを識別、測定、モニタリングし、業務の適切性や適正な損益水準の確保を図っています。同規程に基づき「有償資金協力勘定リスク管理委員会」を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化などによりオフ・バランスを含む資産の価値が減少または消失し、損失を被るリスクです。有償資金協力の主たる業務である融資業務のなかで、信用リスク管理は重要な位置付けにあります。与信の大半を占める円借款における外国政府や政府機関向け与信に伴うソブリンリスクについては、公的機関として相手国政府や国際通貨基金（IMF）・世界銀行といった国際機関あるいは地域開発金融機関、先進国の開発金融機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、評価しています。また、海外投融資については、企業向け与信に伴うリスクを評価しています。

JICAは、独自の信用格付制度を導入し、資産自己査定を行うことで信用リスク管理を行っています。信用格付は、個別の与信判断や貸倒引当金の算出、信用リスク計量にも活用するなど、信用リスク管理の基礎を成すものです。債務者をソブリン債務者と非ソブリン債務者に分け、それぞれの信用格付体系を適用してすべての与信先に格付を付与し、随時見直しも行っています。

資産自己査定は、金融機関が自ら保有する資産を回収不能となる危険性、または価値の毀損に関する危険性の度合に応じて区分する取り組みです。信用リスク管理の手段であり、償却・引当の適時適切な実施のために必要です。JICAは、一般の金融機関に適用される法律も参照しながら、内部規程などを整備して資産自己査定を実施するとともに、適切な牽制機能を維持するため、事業部門による第一次査定、審査部門による第二次査定を行う体制をとっています。

また、有償資金協力勘定では、ポートフォリオ全体のリスク量を把握するため、長期の貸出、開発途上国や新興国向けのソブリン融資が大半というローン・ポートフォリオの特徴、パリクラブなど国際的支援の

枠組みや公的債権者固有の債権保全メカニズムなどを織り込んだ独自の信用リスク量の計測を行っています。

市場リスク

市場リスクとは、為替、金利などの変動により保有する資産や負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。

JICAの主要な資産である貸付金については、あらかじめ法令または業務方法書などで定められた方法で利率を決定しています。主要な負債である借入金と債券については、市場金利に応じて利率を決定しています。長期にわたる固定金利貸付に起因する金利リスクについては、金利の変動による不利な影響が生じる可能性があることから、資産・負債の総合的管理（ALM）に基づいた適正な負債調達と政府出資金の受け入れや利益剰余金の積み立てによる自己資本の備えなどにより、吸収力を高めています。

また、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。金利スワップ取引の取引相手先に関する市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価と信用状態の把握に常時努めるとともに、必要に応じて担保を徴求するなど、適切に管理しています。

外貨建て貸付や外貨返済型円借款などに伴い発生し得る為替リスクについては、外貨建て債務による資金調達や通貨スワップなどを利用して、回避あるいは抑制しています。

また、海外投融資では外貨建て出資を行っており、出資先の評価額は為替リスクにさらされています。この為替リスクは、出資先が所在する国の通貨の為替変動をモニタリングすることで管理しています。

流動性リスク

流動性リスクには、資金繰りリスクと市場流動性リスクがあります。資金繰りリスクとは、運用と調達期間のミスマッチや予期せぬ回収遅延・支出増加により、

必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることで損失を被るリスクを指します。市場流動性リスクとは、市場の混乱などにより市場で取引できなくなる、または通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることで損失を被るリスクのことです。

JICAでは、財政融資資金、政府保証債や財投機関債などの長期かつ安定的な資金調達を行っています。また、資金繰りの状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定

するなど、適切なリスク管理に努めています。

オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。JICAでは、事務に関わるリスク、システムに関わるリスク、内外の不正などにより生じるリスクをオペレーショナルリスクとしており、コンプライアンス推進の一環として管理しています。

情報セキュリティ・個人情報保護と情報公開

JICAは、「個人情報の保護に関する法律」や「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に基づき、情報セキュリティと個人情報保護に関する規程類を整備し、その遵守に取り組んでいます。また、情報システム基盤や情報通信網の適切な運用のもと、サイバー攻撃などのリスクへの対策を強化しています。

さらに、役職員など向けの訓練や研修、事案発生時の即時対応チームの体制強化など、運用面の強化にも引き続き取り組んでいます。また「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、JICAウェブサイトなどで、組織や業務、財務に関する情報、その評価や監査に関する情報、調達や契約に関する情報などを公開しています。

関連情報 JICAウェブサイト >>> 個人情報保護制度

組織・業務運営の改善

戦略的な事業運営のための組織基盤づくり

2025年度は、業務内容の拡大や関係者の多様化、求められるコンプライアンス水準の高まりなどを踏まえ、体制の強化を目的として法務・コンプライアンス部を新たに設置しました。また、総務部に外部との対応や内部統制を担う課を新設しました。

事業面では、民間連携事業部に海外投融資の案件監理および新手法を含む制度の運用などを担う課を新設しました。これは同事業の拡大や、2025年4月

に改正JICA法が施行されたことに伴い導入された新たな手法への対応を目的としています。

業務運営経費の効率化・適正化

日本の開発協力に対する内外の期待や要請に機動的に対応するため、業務運営の合理化に向けた固定的経費の削減などによる経費の効率化、人件費管理の適正化、保有資産の必要性の見直しなどを進めています。